

平成：_____

_____ 殿

関 東 総 合 通 信 局
無線通信部陸上第三課

貴殿の申請された変更申請は、平成 21 年 7 月 15 日付で許可したので、別添のとおり「無線局指定変更・変更許可通知書」を送付します。

また、本件は変更検査が必要です。変更検査合格後に免許状を発給します。なお、検査に当たっては下記を参照してください。

記

- 1 検査には、書面検査と国が直接行う検査があります。
- 2 書面検査は、登録点検事業者制度により実施するもので、検査手数料は次のとおりです。

書面検査手数料 2,550 円

(なお、2,550 円には事業者が支払う費用は含まれません。)

- 3 国が直接行う検査に必要な手数料は次のとおりです。

国が直接行う検査手数料 11,650 円

(内訳 基本 7,800 円 変更装置 1 台 3,850 円)

4 検査実施までの手順

(1) 書面検査の場合

- ① 試験電波発射届の提出
- ② 工事完了届の提出 (工事完了届けには、検査手数料を貼付して下さい。)
- ③ 工事完了届と同時に、次の書類を提出してください。
 - ・ 「無線設備等の点検実施報告書」
 - ・ 「電波障害調査依頼書/回答書」(様式 3)(「アマチュア局検査申込書等の提出について」を参照してください。また、本依頼書/回答書は登録点検事業者を確認してもらってください。)

(2) 国の検査を希望する場合

- ① 試験電波発射届の提出
- ② 工事完了届の提出 (工事落成届けには、検査手数料を貼付して下さい。)
- ③ 工事完了届と同時に、次の書類を提出してください。
 - ・ アマチュア局検査申込書等 (様式 1 から様式 3 まで)(「アマチュア局検査申込書等の提出について」を参照してください。)

5 検査実施に当たっての注意事項等

- (1) 無線設備の試験又は調整を行う場合は、原則として疑似空中線回路を使用しなければなりません。(電波法第57条)
 - ① 試験電波の発射は、送受信装置や空中線の調整、電波障害等の調査などを行う場合に限られます。
 - ② 試験電波を発射する前に、試験電波発射届を提出してください。
 - ③ 試験電波の発射方法は、無線局運用規則に従ってください。
- (2) 検査合格前に、許可に係る無線設備で、試験電波の発射以外に実際の通信を行った場合には罰則が適用されます。(電波法第110条第1号、第5号)
- (3) 電波障害は、様式3により事前に調査してください。
- (4) 検査当日までに、無線従事者免許証、無線検査簿(A列4番の大きさ10ページ程度で製本)、有効な電波法令集等を準備し、送受信装置、空中線、空中線等の安全施設及び保安施設などの点検確認をしておいてください。
- (5) 変更許可後に、電波障害等の止むを得ない事情が発生した場合、事前に当局担当者と相談してください。
- (6) 再免許申請期限までに検査受検の見込みが立たない場合には、当局担当者と相談してください。